

生 *Seikatsu Bunkashi* 史

生活文化史

目 次

◇館長就任のごあいさつ	杉浦 昭典	2
◇近世前期の東川用水の慣行と広域調整機構	大国 正美	3
◇史料館の入館者3万人突破！		7
◇深江の漁業について(その2)	下久保恵子	8
◇旧本庄村の道路元標	望月 浩	10
◇むかしのふうけい～国道43号線のできるころ～	道谷 卓	11
◇史料館日誌抄		12

1992.6.28
NO.17



▶ 旧本庄村道路元標
(説明はP10)

神戸深江生活文化史料館

館長就任のごあいさつ

史料館館長

杉浦 昭典

このたび大国館長代行より館長業務を引き継ぎましたので、ごあいさつ申し上げます。本年三月末日をもって退職しました神戸商船大学勤務中から、史料館理事として、また深江の住民として史料館の運営に関心を持ち見守ってきましたが、まさか館長という立場になろうとは思っていませんでした。

帆船航海技術史を専門としてきましたが、地域社会の生活文化史についての造詣はほとんどありません。強いて言えば、航海技術の中のロープの結び方の研究が日常生活における結ぶ作業にもつながることから、それらを手がかりにして勉強すれば生活文化史への糸口が見つかるのではないかなどと考えたりしています。

何分このように不慣れた新米館長ですので、大国館長代行には新しく副館長として引き続き史料館運営にご協力いただくと同時に、史料館設置当初からの主目的であります『本庄村史』編纂の事務担当ということで執筆推進の大役をもお願いしなければなりません。

初代の田辺館長が離任されてから、ながらく館長不在であったとは言いますが、実際には、大国館長代行はじめ全館員の尽力によって所期の目的に添いながら、より発展的な運営が続けられてきました。もちろん、その陰には史料館設置者である深江財産区管理会の強い後盾と友の会の積極的な協力があつたことでしょう。

いまさら、私などの出る幕ではないかも知れませんが、乗りかかった船を目的地まで安全確実に航海させるのが船長としての務めでもあります。これまでの航跡をたどりながら微力を尽くす所存です。針路設定までかなり手間取りそうですが、これまで通り、史料館に対する大方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

近世前期の東川用水の 慣行と広域調整機構

史料館副館長 大 国 正 美

はじめに

織豊時代の芦屋川の水利を論じた十四号に続いて小論では近世前期の水利慣行とそれを決定する村々の広域調整機構について考えてみたい。念のため、芦屋川を巡る水利慣行と村落組織の構図を再整理すると、本庄五カ村（深江、中野、森、津知、三条）は芦屋川一の井手から取水した東川用水を水源としていた。しかし一の井手が芦屋村領内にあり、しかも、その下流に芦屋村が取水口になっている二の井手、三の井手があるため、一の井手への配分を巡って芦屋村と本庄五カ村の水論が頻発した。本庄五カ村と外部との紛争である。一方、本庄五カ村の内部では、三条村の畦垣内が東川から毎日取水の特権をもっていたため、三条村と残る四カ村とが水論を頻発させた。芦屋川を巡る近世の水論は、本庄外部と内部の二つのパターンに集約される。水を巡る地域構造もこの二つである。（図1参照）

さてこうした水利慣行が文書で明文化されたものとして、貞享四年（一六八七）の番割帳（『新修芦屋市史』資料篇二）がある。この番割は、本庄五カ村が芦屋川の一の井手から東川用水を経て取水する順番を決めたものである。この中で、三条村は①畦垣内・観音田に毎日取水する②七月十五日はこの村の番であっても三条村に分水する③三条村・津知村が番水で根付けをする時には、両日ともこの二カ村に分水する——という特権が認められた。これ以前の芦屋

川の用水慣行に関する史料は、十四号で取り上げた天正十七年の史料と正保二年の芦屋村と深江村の紛争の史料（同）しか知られていなかった。このため、この水利慣行がどのように生まれたのかはつきりしなかった。しかし『本庄村史』編纂の過程で、後年の筆写史料ながら、貞享の水利慣行のうち三条村の特権が成立する事情を推定させる史料が見つかった。この史料は『本庄村史』資料編三に収録し、それなりの解説も加えているが、水利慣行と村落間の調整について書ききれなかったことを補いたい。

三条村・畦垣内の取水由緒書

まず、この新史料の内容を簡単に紹介しよう。

①昔、三条村（芦屋市）八幡神社内に観音堂があり、その僧侶が本庄の年寄衆に「神社・観音の御供田として荒地を開発したい」と頼み、本庄はどの村の取水順番でも分水することにした。この田

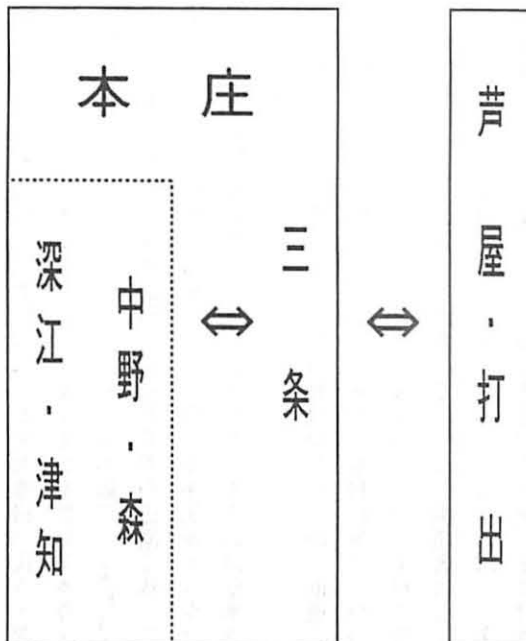


図 1

は宮の垣内という。その代わり、東川用水の普請をする時には、この僧侶が茶酒のもてなしをする。なおこの宮の垣内とは、細川道草氏著『芦屋郷土誌』によると、畦垣内のことで、神社が語源になっているという。

②天和二年（一六八二）五月、中野村（東灘区）の取水の番の時、宮の垣内の田主の三条村・佐次兵衛が水を要求すると、中野村の庄屋は若くてその由緒を知らず、水を貰えなかった。そこで、年寄頭の深江村・甚右衛門に説明すると納得し、中野村に命じたため取水ができた。

③この日の取水時間の変更になったことに対し、芦屋村からクレームが付き森村（東灘区）久左衛門宅で惣中寄合をし、中野村が「三条村のいう通りか」と尋ね、深江村・甚右衛門が「その通り」と説明して、三条村の特権が確定した。

この史料は、題名も年号もない。末尾には、この惣中寄合の参加者として、深江、田辺、中野、森、津知、三条の各村の代表者の名前が書かれているだけである。三条村の村役人を代々務めた小阪家に伝来したもので、この史料を私は、三条村が特権を主張するための取水由緒書と呼んでいる。

さて、この史料については、出てくる人名について、若干の誤写があることを、『本庄村史』資料編三の解説の中で指摘した。加えて、この由緒書の①—③の内、①の八幡神社と結びつけた説明は、深江村などの認識と異なっており、事実かどうか分からないことも指摘した。即ち、享保十一年（一七二六）、三条村と、深江村など本庄の村々との間に起きた水論の古文書（同）によると、深江村などは、芦屋川から東川用水までの水路が漏水がちで、その補修を三条村が一手に行うことこそが、畦垣内が毎日取水できる根拠だと主張した。しかしこの神社と結び付けた説明が仮に伝承だったとしても、

説得力を持ったのは、三条村には、本庄九カ村の氏寺・普門山宗円寺があり、万治三年（一六六〇）本庄中が奉加して本尊・観音菩薩を作ったと言われていることである（同本篇）。三条村は中世以来、本庄の中心であり、近世前期はその影響力が色濃く残っていたのである。①にある僧侶と本庄とのやり取りが事実かどうかは別に、一定の歴史的な背景をもとに、書かれた、あるいは伝承されたことだけは事実であろう。

そもそもこの文書が作られた背景は何だろうか。前述したように、三条村と本庄四カ村の紛争が、芦屋川の水利紛争の二つのパターンのうちの一つであり、特に近世中後期は、この三条村の特権を縮小させる動きが本庄の内部で顕著になる。この由緒書はこうした動きに対抗して、三条村が作ったものだろう。とすれば、三条村の特権の根拠については幾らかの誇張があるだろうが、それ以外の事柄については、他村を納得させるためにも、事実を含んでいると見るのが、論理的である。

さてこう考えると、天和二年のかなり以前から本庄五カ村の番割が行われていたこと、三条村の特権は常時行使されたのではなく、年寄衆でも古老を除いては余り知られておらず、天和二年に確立したことは事実だろう、と『本庄村史』資料編三の解説で述べた。さらに付け加えるならば、深江村の甚右衛門が年寄頭という肩書を持ち、その指示で用水が三条村に下された。原文では「甚右衛門殿合点二而早速（さっそく）中野村江仰せ付けられる」とあり、惣中寄合の席でも、甚右衛門の一言で三条村の特権が再確認されており、甚右衛門の水利慣行決定における優位性が強調されている。この点については、別の史料もあり、節を改めて再び論じたい。また天和年間当時、惣中寄合という村落を越えた組織が協議機関として、有効性を持っていたことも事実だろう。

貞享の番割帳の性格と背景

次に貞享四年の番割帳の性格を明らかにするためにまず、十四号で紹介した天正十七年のの史料の末尾に注目したい。関係分だけ引用しよう。

(前略)

右是ハ、芦屋之年寄同下百姓迄相談仕候て相定申、此上ハ少もいらん有間敷候、為後日状如件

天正拾七年五月十七日

芦屋村年寄中

左京介 花押

猿丸太夫 花押

太郎右衛門

与左衛門

源左衛門 花押

右御扱衆上申跡書

山路庄御年寄

畑 弥右衛門殿

横田又左衛門殿

畑 市太夫殿

住吉藤次介殿

もう一点、新史料として紹介した史料の末尾は、

(前略)

此うへハ芦屋打出年老衆あひすまし、いらんあるましく、為其如此にて候。

右天正拾七年五月廿七日

芦屋年老中

左京介

猿丸太夫

太郎右衛門

与左衛門

弥兵衛

源左衛門

はた弥右衛門殿

よこ田又右衛門殿

はた市太夫殿

藤次郎介殿

宗くわん殿
北右衛門殿

此御あつかいノ御衆として

となつてゐる。さらに実際に水割を決めた天正十七年五月二十七日付けの文書は「芦屋庄年寄中」とあるだけで個人名は書かれていない。この三点の文書で、水利慣行の決定に際し紛争当時者となつたのは「芦屋年寄同下百姓」「芦屋打出年老衆」だけという点に注目し、私は前稿で天正十七年の紛争は芦屋荘(芦屋村・打出村)内部で起きたと推定した。これに対し、貞享四年の番割帳はどうか。末尾は次のようになつてゐる。

(前略)

一、照統痛掛候節は、田辺村七左衛門水掛り庄屋中立会見分之以、高下無之取可申候、自今以後立会見分之上ハ、何れも方御了簡之通

二いたし相守可申事

右之通、庄屋年寄立会相極判形致置者也

貞享四卯年

七月廿二日

中野村庄屋 弥三左衛門 印

同村年寄 佐次兵衛 印

同村同断 次郎左衛門 印

中野村庄屋 作左衛門 印

同村年寄 市右衛門 印

深江村庄屋 忠兵衛 印

同村年寄 十右衛門 印

同村同断 弥三右衛門 印

森村庄屋 久左衛門 印

同村年寄 与三兵衛 印

同村同断	善太夫印
三条村庄屋	治兵衛印
同村年寄	伝兵衛印
同村同断	忠兵衛印
津知村庄屋	次左衛門印
同村年寄	弥右衛門印
小路村庄屋	九郎右衛門印
田辺村	七左衛門印
深江村	甚右衛門印

ここで注目したいのは、この番割が上流の芦屋村を抜きに作成されている点である。それは、芦屋川から配分される水量が既に決まっています、その水量を本庄五カ村内部でどう配分するかを決めるのが、この番割の最大の目的だったことを示している。言い換えると、これ以前に本庄が取水する権利とその量は確定しており、由緒書の①に、三条村・畦垣内の特権が成立する前に、番割があつたことを窺わせる表現もある通り、番割はかなり以前から行われていたとみてよからう。天和、貞享の水利慣行の決定は本庄内部で起きた紛争が契機になっており、天正期の紛争とは基本的に性格を異にするものであることは明白である。

また、芦屋川からの本庄の水利権がいつ定まったのかは、明らかに出来ないが、本庄という惣結合を単位に用水が引かれていること、その水利権を内部で配分するに際して、平等ではなく、三条・津知村に厚く配分されていることを考えると、やはり近世の村として分割される以前であろう。恐らく中世後期には本庄としての水利権をもっていたと考えられる。そして惣を構成する各村が、共同体としても行政村としても独立したとき、用水の配分は当然のこととして問題になった。以降、長い間をかけて各村がそれまでの権利に見合

った形で取水する方法として、番割法を形成したのだろう。その意味でいえばこの番割帳は、それまでの慣行の成文化したものであり、近世的な慣行の完成である。「新修芦屋市史」がこの番割帳の成立を、中世的な水利慣行の解体ととらえるのは正確ではなからう。

水利慣行の調整機構

さて、では中世的な慣行を近世的に変換させた地域社会の仕組みはどうか。そこでこの番割帳に現れる人名に改めて注目しよう。この署名している村役人のうち、中野村の庄屋が二人いるのは、領主が別だったことによる。とすると、村役人でもないのに末尾に署名している深江村と田辺村の二人の特殊性が際立つ。田辺村の七左衛門は、引用した条文にある通り、水不足の時の分配に庄屋中と同等あるいはそれ以上の発言権を有した。深江村の甚右衛門については、条文に明文化されていないが、前節で見た通り、天和二年五月の紛争で、果たした役割を考えると、七左衛門に準ずる役割を担っていた、と考えてよい。逆に言えば、貞享の番割帳に甚右衛門が特別に署名に加わっているからこそ、前節の由緒書の天和二年の出来ごとを事実に近いと思うのである。

さて彼らはいかなる存在なのか。勿論村役人ではないし、大庄屋など上級の機構に属するものでもない。おそらく中世からの有力層の系譜を引き、かつては村役人で、豊富な経験が権威となり、村役人という機構上の権威とは別に、水利など村落共同体の死活問題について強大な発言権を持っていたのだろう。村落内部で権威が村役人に一元化されていないことが、この時期の地域構造の一つの特徴だった。ここでさらに注意したいのは、前節で述べた、「惣中寄合」である。この席で三条村の特権が確立したとあるが、いうまでもなく「惣中」とは、中世の惣結合が変質しながらも依然解体されずに

残存したものである。水利権の確定という共同体の死活問題を決定する広域的な最高機関として機能し、七右衛門や甚右衛門らが広域的な村落間の調整機能を果たす場であったのである。

近世前期の村と水利——まとめに代えて

以上、水利慣行の近世化する過程と、その中で果たした中世的な広域村落機構を見て来た。その集会を中世さながらに「惣中寄合」と呼び、甚右衛門ら組織に基づかない特定の個人が全体の決定を左右する力を持った。

しかし小農経営の満面開花を受け、村が小農民中心に運営されるようになり、そのシステムにも大きな変化が現れる。天和年間に絶大な力を發揮した甚右衛門の名前は貞享の番割帳の本文の中には盛り込まれなかった。またこの番割では七左衛門と庄屋中が立ち会うことが明文化され、その意味で七左衛門の「恣意」が排除される体制が整えられたともいえる。そして甚右衛門や七左衛門的な存在はその直後から姿を消す。彼らは有力者を中心に運営された中世の自治村落の残影を象徴する存在であった。彼らの居なくなった村は、以後再三水論を起す。それは、開発が進んで、水の需要が一層高まったということのほか、村落内部の変質に伴い広域村落の調停機能の低下が背景にあるのである。寛政十一年に芦屋村と本庄との間で起きた水論で、大坂町奉行所はこの貞享の条文を取り上げ、田辺村七左衛門の名前を出して和解を命じたが、当時となつては、もはや七左衛門や甚右衛門と同じ権威を持つ人物はなく、近村の村役人が仲裁をかって出ただけで、和解に失敗している。

史料館の入館者3万人突破！



神戸市立春日野小学校3年生のみなさん

一九九二年二月八日(土)に、一九八一年二月二十一日開館以来、三万人を突破しました。三万人目の入館者となったのは、神戸市中央区の神戸市立春日野小学校三年生のみなさん(六十八名)で、史料館より「来館者三万人目の証」と記念品を贈らせていただきました。その後、生徒さんからお礼の作文が届き、史料館で展示を行ないました。

深江の漁業について(その2)

史料館研究員 下久保 恵子

一、はじめに

前回(第16号)の『生活文化史』では、打瀬網漁・地曳網漁などの深江の代表的な漁法を紹介した。

漁師の「海の暮らし」の基本は魚や風など海にあわせて漁に出、暮らすということである。季節によって漁法や出漁時間が変わるといふ事実は、従来農業の調査しか行なっていない私には新鮮な驚きだった。人は海にあわせて寝起きするのだ。

今回は視点を変えて海に出る人たちの「暮らし」について報告したい。

二、漁師の一日

漁師は風や季節によって海へ出る時間が違う。春から夏は昼間の漁、秋から冬は夜の漁というのが普通だった。昭和40年代に市場の休みが決まると、あわせて土曜日に休むようになったが、それまでは天気や風がよくない時に休むくらいで、休みは決まっていなかった。

三、日常の食事

漁師の日常食は飯・魚・菜っぱ・煮物などで、海の遠い農村ではごちそうだった魚がよく食卓にのぼるのが特色である。また、海上で食べる夜食用には、おかずと別に飯をおひつごと持っていた。

梅干しの種を海に捨てない・酢のものは避ける(素で帰るから)など独特のタブーもあった。行事食も季節の魚がふんだんに登場し、彩りあざやかなものとなっている。

一日の食事の回数は三〜四回であった。

四、特別な日の食事

月日 行事 料理

1月1日 正月 雑煮(モチ・シラサエビ・トウフ・ゴボウ・子イモ・ニンジン・大根)

おせち(エビの姿焼、ニラミ鯛の尾頭ツキ・サバのキズシ、ゴマメ、コンニャク・コンブ・豆の煮物など)

1月7日 七草がゆ(春の七草を集めておかゆをたく)

2月3日 節分 くわいの炊いたもの・豆の炊いたもの

3月3日 節句 巻寿司、ばら寿司(かやくめし)

(巻寿司をもって網船のあたりへ行つて、船のまわりで食べ残しをぶつけあつて遊んだりもした)

3月23日 彼岸 ホタモチ

4月 花見 風のない日、漁を休んで、ゆがいたシャコ、弁当をもって、家族で甲子園や夙川にでかけた

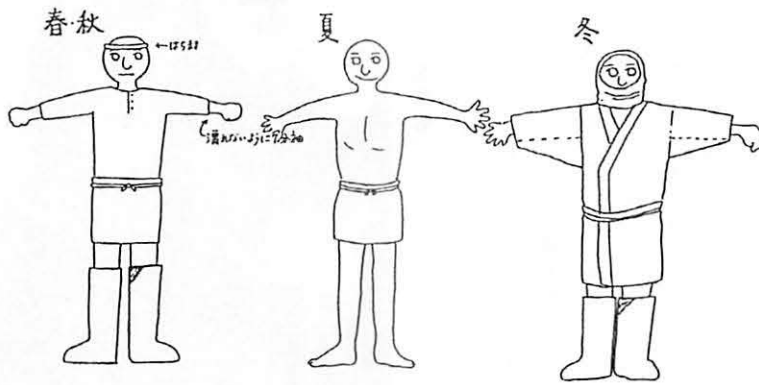
5月5日 節句 巻寿司

5月19日 祭 赤飯、カツオの生ブシをあまく炊いたもの、ブリの刺身(寄合いのとき)

7月14日 夏祭 赤飯、アナゴのつけ焼き、マナガツオのつけ焼き

(夏越祭)

8月12日 盆 精進料理、コンニャク・子いも



漁師の仕事着

(13)日
16日

高野どうふ・大根のにしめなど

(15日、初盆の家は小さな木造船にお供えをのせて流す。16日は「精進あげ」といい、盆の期間漁を休んでいた漁師が漁に出る。流したお供え船に出会おうと持ち帰りたくないときは一度ひろいあげて船の逆側へ流す。持って帰るときは、一旦しずめて持って帰った。)

8月24日 盆踊

かやくこはん

9月10日 浜祭 赤飯・かしわ(鳥肉)のすき焼き
9月15日 月見 だんご・子いもを供える
9月23日 彼岸 ホタモチ

五、漁師の仕事着

夏は腰巻ひとつで仕事をした。春・秋は茶色の7分袖シャツ(綿製)を着た。「パッチ」という名称のひもで結ぶ半ズボンに「ドテラ」という腰までの分厚い上衣を着た。頭には筒状の頭巾をかぶって防寒した。

腰巻は夏は薄地、冬は綿入れて作り、沖に行くとき以外の休日は、スソに青い線が入った良質の本ネル製のものを着用した。

六、アミの手入れ

アミ・船などの道具の手入れが、陸にいるときの漁師の大切な仕事だった。

アミは1週間の内、4・5日漁に出ると、「カシアゲ」という赤土のような固まりをくぐり入れて入れた湯でたいて、庭やあき地に干した。こうすると、アミが固くなって、ヒキが強くなる。また、破れた場所を繕うのも、毎日の仕事だった。漁師の家は軒下のヒサシを広く出したつくりになっていて、その下をアミ置場とし、繕いもここで行った。

船も虫がつかないように一月に一回ぐらい、底にくっついたカキやアオモをはがし、火であぶって手入れをした。これを「カワトコ」と呼んだ。

打瀬網の帆は、漁の合間に芦屋川に持っていき、足で踏んで塩出しをした。

七、漁師の一年（漁業暦）

深江地方における1年間の漁の様子。

1月 10日エビスぐらいまでは、漁を休んだ。

2月 北風が強く、漁師からは嫌われた季節である。しかし、北

風をうまく利用して、南の泉州まで船を出し、昼からのマ

ゼ（南西の風）で深江に戻ってくる漁をした。

☆8月頃（盆の時期）は、海のなかでドロがわき、くさったような

状態になり、魚は東へ移動するため、漁はあまりできなかつた。

☆地引網漁は、11〜12月くらいまで続くが、網を入れても採算が合

わなくなると、その年の漁を終えていた。

☆ハエナワ漁（アナゴ・カレイ）・ケタを使った打瀬網漁（カレイ・

アカガイ・シラ サエビ）は、取る獲物は季節によって変えたが、

ほぼ一年中行なわれていた。

〈註〉

本稿は一九九一年一〇月〜一九九二年三月までの特別展の「さかなをとる」の展示内容とも重複します。



イッチョアミ

旧本庄村の道路元標

史料館主任研究員 望月 浩

神戸深江生活文化史料館のある神戸市東灘区は、昭和二十五年（一九五〇）に旧五か町村が、「東灘区」として発足し、神戸市に合併したものである。旧五か町村とは、明治二十二年（一八八九）に市制・町村制が施行されたときに誕生した、御影町・住吉村・魚崎村（後に魚崎町）・本山村・本庄村の五か町村のことである。

それぞれの旧町村名は、合併後もさまざまな形で残っている。町名・学校名・公園名などがそうであるが、道端の片隅にもそれを見ることが出来る。表紙の写真がその例で、これは「道路元標」と呼ばれるもので、高さは頂部までが六十五センチで、幅二十五センチ、奥行二十五センチを測る。頭部は蒲鉾形をしている。表面には「本庄村道路元標」と陰刻されている。

明治新政府は、明治九年（一八七六）に国県道と里道との制度を定め、道路整備をはじめた。そして、法に基づく道路管理は、大正八年（一九一九）公布の道路法により確定的なものになった。この法によって、道路は国道・府県道・市町村道などに分けられ、それぞれに等級を定めて、管理者や費用負担制も規定された。こうしたなかで、道路元標は各市町村に一個ずつ置くことを規定し、その表面中央には市町村名とそれに続けて「道路元標」の文字を一行にして刻むことになった。東灘区には他に同型のものとして、旧住吉村と旧魚崎町のものも現存している。

（引用文献…『灘神戸地方史の研究』若林泰）

むかしのふうけい

国道43号線のできるころ

史料館研究員 道谷卓

史料館では、国道43号線を造成している頃の航空写真を所蔵している。この写真は昭和三十四年九月十六日に撮影されたもので、神戸市東部から大阪市新淀川までを写しており、全て揃えば六十八枚になるが、史料館で所蔵しているのはそのうちの五十一枚である。

そもそもこれらの写真は43号線造成に着手した建設省近畿地方建設局がアジア航測に依頼して撮られたもので、同局から史料館へ寄贈されたという経緯を持つ。上空七六〇㍉からセスナ機で撮影し、一枚の大きさは縦四十七㍉、横五十七㍉、縮尺は五千分の一。確認されているところでは、今のところこの一セットしか現存しておらず、また、写真のネガも奈良国立文化財研究所が委託を受け永久保存しているが非公開のため、非常に貴重な写真といえるであろう。

阪神間の大動脈・国道43号線が造られようとしている頃のまちづくりに、航空写真が使用されるといふ、まさに都市計画に航空写真が使われるはしりと言えよう。軍事目的の写真に比べ、かなり低空から撮影しているので、道筋や一戸一戸の家はもちろん、路上を歩き交う人や車まで写しだされている。

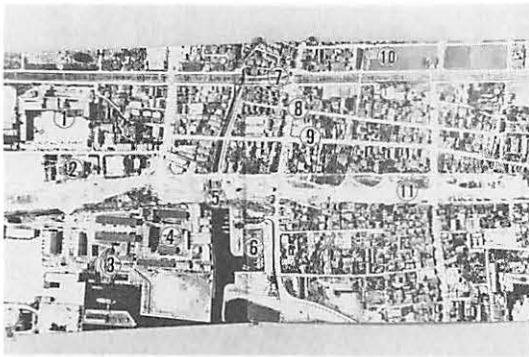
今回紹介する写真は、神戸深江生活文化史料館のある深江周辺の物である。

写真の中央を左右に走る太い線が、造成中の国道43号線である。だいたい民家の立ち退きも済み、道路の整地にかかっているところぐらいにみうけられる。上の方には阪神電車が走り、その真ん中に

深江駅がある。駅の右側を南北に走る稲荷筋（魚屋道）には数台の車が走る。もちろん、大日神社の境内には史料館の影も形もない。高橋川の河口の船溜りには数多くの漁船が停泊している（ちなみに、深江の浜の埋め立てが始まり漁協が解散したのは昭和四十七年）。左上に見える校舎とグラウンドは本庄小学校で、その南には旧本庄村役場（現本庄公民館）が見える。左下には神戸商船大学の学舎やグラウンドが写る。そして、そこには昭和四十二年に保存が決定された進徳丸の姿はまだない。が、昭和四年に設置された陸上帆船・昭和丸の姿は見る事ができる（昭和三十七年撤収）昭和三十六年に開校された東灘小学校の場所はまだ一面が田園である。

このように、この写真には深江近辺の昭和三十年代なかばのどんな風景が生き活きと写しだされている。

なお、これらの写真は、平成二年の特別展「ザ・ひがしなだ」展ではじめて公開された。



- | | |
|---------------------|-------------|
| ①本庄小学校 | ⑥船溜り |
| ②旧本庄村役場
(現本庄公民館) | ⑦阪神深江駅 |
| ③昭和丸(陸上帆船) | ⑧稲荷筋 |
| ④神戸商船大学 | ⑨大日神社 |
| ⑤高橋川 | ⑩現東灘小学校付近 |
| | ⑪造成中の国道43号線 |

史料館日誌抄

史料館研究員 道谷 卓

- H 3 年
- 10月5日 1991特別展「さかなをとる」
(1992年3月1日まで)
- 10月10日 友の会第81回例会・東灘区体育協会共催
(参加者85名)
第9回魚屋道を歩く会
案内 望月 浩氏 田辺眞人氏
- 11月10日 友の会 第82回例会(参加者60名)
太平記の舞台「兵庫津を訪ねて」
講師 道谷 卓氏 望月 浩氏
- 11月16日 小部東小学校 3年生(見学者 113名)
- 12月1日 友の会 第83回例会(参加者 108名)
太平記のふるさと
「吉野山を訪ねる」バスツアー
講師 田辺眞人氏 道谷 卓氏
- H 4 年
- 1月17日 西灘小学校 3年生(見学者 93名)
- 1月24日 魚崎小学校 3年生(見学者 220名)
- 1月31日 東灘小学校 3年生(見学者 180名)
本山南小学校 3年生(見学者 96名)
- 2月1日 神戸諏訪山小学校 3年生(見学者 92名)
- 2月7日 福池小学校 3年生(見学者 113名)
- 2月8日 春日野小学校 3年生(見学者 68名)
～入館者3万人突破!～
- 2月14日 本山第三小学校 3年生(見学者 147名)
- 2月21日 本庄小学校 3年生(見学者 215名)
- 2月29日 子どもの科学読物を楽しむ会(見学者17名)
- 3月1日 友の会 第84回例会(参加者 70名)
史料館開設11周年記念講演・友の会総会
記念講演「織田信長について」
講師 茨木一成氏
- 3月4日 深江幼稚園(見学者 94名)
- 3月29日 友の会 第85回例会・神戸市中央区役所共催
(参加者 100名)
見学会「『中央区歴史物語』を歩く」
講師 道谷 卓氏 望月 浩氏
- 5月5日 友の会 第86回例会・神戸まつり東灘区協賛
会共催(参加者110名)
見学会「史跡ウォッチング・東灘」
講師 望月 浩氏 道谷 卓氏

◇協力団体◇

神戸市教育委員会／神戸市観光課／芦ノ芽グループ／神戸商船大学
芦屋市教育委員会／東灘区役所／神戸史学会／明石市立天文学館
日本玩具博物館／御影高校地歴部／本庄五校園／深江青少年協議会
東灘文化センター／大丸百貨店／サンテレビ／深江ショッピングセンター

◇史料館員・役員◇

理事……磯辺 信三／大国 正美／太田垣正雄／小嶋 悦郎

副館長……坂上和三郎／志井 正夫／志井 保治／杉浦 昭典

館長……田辺 眞人／松尾 福夫／深山 健二

事務局長……伊東 玲子／佐々木和子／下久保恵子

主任研究員……藤川 祐作／道谷 卓／望月 友二

研究員……吉川 永子／磯辺 信三／(以上常任)

事務局員……小嶋 悦郎／志井 保治／寺岡 一夫／門前 喜康

友の会幹事……大川 弘／佐野 末夫／佐原 浩平／清水 久雄

多田 康治／田辺ゆかり／納多 春雄

『生活文化史』第17号 92・6・28
編集／望月 浩
発行／神戸深江生活文化史料館

〒658 神戸市東灘区深江本町3-5-7
☎ 078-453-4980